	台、塩瀬町名塩、塩瀬町生瀬、名塩ガーデン、名塩山荘、名塩新町、名塩茶園町、名塩南台、生瀬高台、生瀬町、生瀬町東町、花の峯、東山台、宝生ヶ丘及び青葉台を除く。）		
［略］			

［注１・２　略］

３　この表に掲げる番号区画は、平成30年３月31日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

	塩瀬町生瀬、名塩ガーデン、名塩山荘、名塩新町、名塩茶園町、名塩南台、生瀬高台、生瀬町、生瀬町東町、花の峯、東山台、宝生ヶ丘及び青葉台を除く。）		
［同左］			

［注１・２　同左］

３　この表に掲げる番号区画は、平成29年３月31日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○厚生労働省告示第二百四十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）並びに保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第二項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年六月十五日から適用する。

平成三十年六月十四日

厚生労働大臣　加藤　勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条　使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表	別表
第１部　内用薬	第１部　内用薬
品名　規格　単位　薬価	品名　規格　単位　薬価
円	円
（あ）～（え）　（略）	（あ）～（え）　（略）
（お）	（お）
（略）	（略）
オロパタジン塩酸塩５mg錠（１）　５mg１錠　9.90	オロパタジン塩酸塩５mg錠　５mg１錠　9.90
（略）	（略）
（か）～（わ）　（略）	（か）～（わ）　（略）
第２部～第７部　（略）	第２部～第７部　（略）
第８部　追補　(4)	（新設）
内用薬	
品名　規格　単位　薬価	
円	
（あ）	
㊒　アムロジピンＯＤ錠2.5mg「武田テバ」　2.5mg１錠　10.30	
㊒　アムロジピンＯＤ錠５mg「武田テバ」　５mg１錠　18.70	
㊒　アムロジピンＯＤ錠10mg「武田テバ」　10mg１錠　27.80	